

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月二十六日

中国四国厚生局長

竹林 経治

							医療法人社団 一陽会 一陽会クリニック	名 称
							広島市佐伯区楽々園三丁目一四番三号	所 在 地
							令和 八・六・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月二十六日

中国四国厚生局長

竹林經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月二十六日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かなえ薬局 スタジアム前	広島市南区西蟹屋四丁目八番三一号	令和 八・六・一
めいぷる薬局	広島市中区白島北町一三番一二号	令和 八・五・二四
かなえ薬局ヒロシマ	広島市佐伯区利松三丁目六番二九号	令和 八・六・一
ベル薬局	広島市中区榎町三番三〇号 一F	〃
あさみ薬局	広島市中区舟入本町一〇番一二号 一F	〃
音戸アゼリア薬局	呉市音戸町引地一丁目四番一号	〃
スモモ薬局	福山市御門町三丁目八番八号	〃
かなえ薬局	東広島市西条町助実一一八二―四	〃

[illegible]